

秋保地区
空き家利活用
事業

「住みたい」を叶える。

住んでいない
**住宅を
利活用**
しませんか？

「住んでいない」住宅で

まだ住めるから
使ってもらいたい！



秋保に住みたい！
秋保でお店を開きたい！



秋保総合支所では、近年増加傾向にある空き家の
利活用を推進し、地域活性化に取り組んでいます。

お問い合わせ・ご連絡先



仙台市

秋保総合支所まちづくり推進課

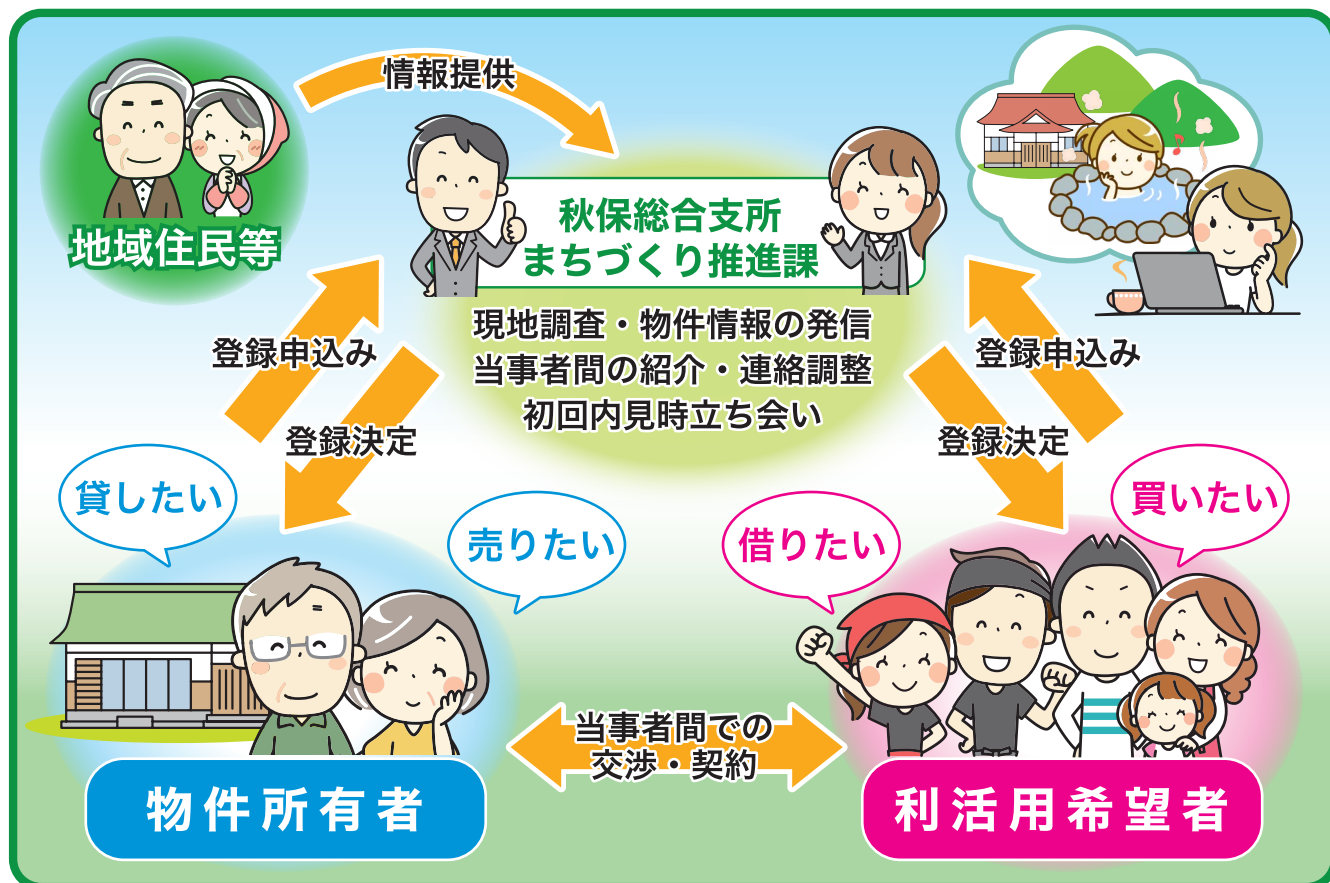
〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1

☎022-399-2111(代表)

秋保地区空き家利活用事業の概要

秋保地区内にある空き家を貸したい・売りたい「所有者」と、空き家を借りたい・買いたい「利活用希望者」に登録していただき、秋保総合支所が空き家に関する情報提供や連絡調整を行いながら両者をお繋ぎする制度です。

※秋保総合支所は両者の契約等に関する交渉には関与いたしません。



秋保地区空き家利活用事業を活用する場合は、登録申請が必要となります。

対象の空き家とは

以下の条件すべてに当てはまる物件

- 秋保総合支所管内
- 個人所有の一戸建て(店舗併用住宅を含む)
- 住居として使える状態の建物
- 不動産業者等に依頼していない

家屋に誰も住んでいない状態が続くと建物の劣化が進みやすく、衛生面や景観・犯罪リスクが高まりトラブルの原因になることもあります。

秋保地区の空き物件を売りたい・貸したいとお考えの方、また、そのような情報をお持ちの方はお気軽に下記までご連絡ください。担当職員がお話を伺い、状況に応じて訪問調査などを行います。

詳細はホームページ又は電話でご確認ください。

(代表) 022-399-2111 秋保総合支所まちづくり推進課まで

URL <https://www.city.sendai.jp/akiu-chiiki/akiyarikatuyouzigyou.html>

仙台市ホームページ > 太白区トップページ > 太白区のおすすめ
> 秋保地区情報 > 秋保地区空き家利活用事業とは

詳細についてはこちらのQRコードからご確認ください。

